

宮崎県過疎地域持続的発展方針（素案）について

中山間・地域政策課

1 方針策定の趣旨等

(1) 趣旨

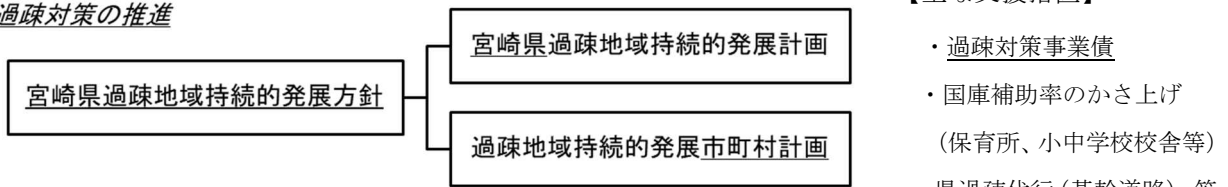
令和3年4月に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（新過疎法）が施行されたことに伴い、同法第7条の規定に基づき、宮崎県過疎地域持続的発展方針（令和3年度～令和7年度）の策定を行い、本県の過疎地域の持続的発展に向けた施策の指針を示すものである。

(2) 意義

県の定める「宮崎県過疎地域持続的発展方針」に基づき、県及び市町村がそれぞれ「過疎地域持続的発展計画」を定めることができる。

これら過疎計画に基づく、過疎対策事業債を中心とした各種支援措置のもと、引き続き総合的かつ計画的な過疎対策を推進する。

過疎対策の推進



【主な支援措置】

- ・ 過疎対策事業債
- ・ 国庫補助率のかさ上げ
(保育所、小中学校校舎等)
- ・ 県過疎代行(基幹道路) 等

2 方針の対象地域及び期間

(1) 対象地域

過疎市町村 16団体（過疎地域とみなされる区域を有する市町村を含む。）

特定市町村 1団体（木城町。いわゆる過疎「卒業団体」で経過措置の対象。）

(2) 対象期間

令和3年度から令和7年度まで（5年間）

3 今後のスケジュール

令和3年6月	パブリック・コメント
7月	方針に関する国（総務省等）との協議
9月	市町村計画案を各市町村議会に提出 県計画案を県議会に報告

4 方針の概要

(1) 過疎地域持続的発展の基本的な方向

- ① 過疎地域の現状と問題点
- ② 持続的発展の基本的考え方 ~ 宮崎県中山間地域振興計画を反映

過疎地域において、将来にわたって安心して住み続けられるよう、「ひと」「暮らし」「なりわい」の維持・確保に取り組みながら、持続的発展を目指す。

(2) 過疎地域持続的発展策の構成

<ol style="list-style-type: none"> ① 移住・定住・地域間交流の促進、 人材育成・確保 ② 産業の振興 ③ 地域における情報化 ④ 交通施設の整備、交通手段の確保 の推進 ⑤ 生活環境の整備 	<ol style="list-style-type: none"> ⑥ 子育て環境の確保、高齢者等の保健 及び福祉の向上及び増進 ⑦ 医療の確保 ⑧ 教育の振興 ⑨ 集落の整備 ⑩ 地域文化の振興等 ⑪ 再生可能エネルギーの利用の推進
---	--

【概念図】

